

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 杉 野 剛
(公 印 省 略)

令和7(2025)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(特別研究員奨励費)
間接経費追加交付に伴う交付内定額の変更について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和7(2025)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(特別研究員奨励費)のうち、日本学術振興会の特別研究員事業担当課(研究者養成課)に資格変更願が提出・承認され、令和7年4月1日までにPDに資格を変更した特別研究員の研究代表者の研究課題に対して、別添「令和7(2025)年度交付内定一覧(日本学術振興会交付分 追加交付)」(以下「内定一覧」という。)のとおり間接経費を追加交付することに伴い、交付内定額を変更しましたので通知します。
ついては、内定一覧の内容を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより助成金の交付を希望する場合には、下記の提出書類を提出してください。

記

I 提出書類及び提出期限

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の内容を確認した上で、下記の提出書類を、日本学術振興会研究助成第一課に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1) 必ず提出する書類		
① 変更交付申請書(様式D-2-7)	研究代表者	6月18日(水)
② 支払請求書(様式D-4-1)		

II 提出方法

科研費電子申請システムにより日本学術振興会へ提出してください。
なお、交付申請の辞退、研究代表者の転出、育児休業等を理由とした特別研究員の採用中断に伴う交付申請の留保、間接経費の辞退、研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保の申請を希望する場合は6月11日(水)までに「IV 提出先・問合せ先」に連絡してください。

※印刷物の郵送による提出は不要です。

III 留意事項

1. 変更交付による助成金の使用については、本通知日以降、必要な契約等を行って差し支えありません。必要な経費は、助成金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて助成金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
2. 変更交付決定は7月上旬を予定しています。(助成金の送金の時期は、交付決定の概ね2週間後です。)
3. その他留意事項は、当初の交付内定時に通知しているとおりです。

IV 提出先・問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5－3－1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 総務企画係

TEL 03-3263-0976、0980

(添付書類)

別 添「令和 7 (2025) 年度交付内定一覧（日本学術振興会交付分 追加交付）」

別 紙「電子申請システムを利用した交付申請について」

参 考「科研費振込口座の開設及び登録（修正）について」